

三重県合唱連盟役員選挙規定

第一章 選挙対象

第1条 本規則は三重県合唱連盟の下記の役員選出方法を規定するものである。

- ① 理事長
- ② 副理事長
- ③ 事務局長
- ④ 事務局次長
- ⑤ 会計

第二章 定員および任期

第2条 第1条で規定する役員の定員は下記の通りとする。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 2名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 事務局次長 2名
- ⑤ 会計 1名

第3条 第1条で規定する役員の任期は、原則として2年とし、再選を妨げない。

第4条 任期途中で欠員が出た場合は、2カ月以内に役員の補充を行い、その場合の任期は前任者の残りの期間とする。ただし、残りの期間が半年に満たない場合は欠員のままでも良い。

第三章 選挙権および被選挙権

第5条 この選挙に関する選挙権は、当該年度12月1日現在で三重県合唱連盟に加盟している全団体が持つ。1加盟団体につき1票とする。

第6条 この選挙の被選挙権は、選挙権を持つ加盟団体構成員又は個人会員が持つ。

第四章 公示、立候補受付、投票および開票

第7条 この選挙は改選年度の12月1日に公示をする。

第8条 立候補受付期間は公示より1ヶ月間とする。

第9条 立候補受付は、当該の選挙管理委員長に立候補届出用紙（別紙様式1）を郵送をするものとする。

第10条 立候補者については、立候補受付後の1月中に選挙権を持つ全団体に書面で紹介をする。

第11条 投票は郵送で行い、選挙管理委員会から送付した投票用紙（別紙様式2）および封筒により2月中に行う。

第12条 開票は3月上旬に選挙管理委員全員の手で行う。

第13条 選挙結果は開票後1週間以内に立候補者全員、および全ての加盟団体に対し、選挙管理委員会が文書で発表する。

第五章 選挙管理委員会

第14条 この選挙を公平かつ厳正に運営するために、選挙管理委員会を置く。

第15条 選挙管理委員会は、当該年度の理事全員で構成するものとし、人数はここでは規定しない。

なお、理事の中から立候補者が出た場合は、その時点で該当部門の中から委員を補充する。

第16条 選挙管理委員会は改選年度の11月に理事長が召集し発足をする。

第17条 選挙管理委員会の任期は第1回の選挙管理委員会の日から、選挙結果の発表までとする。

第18条 第1回の選挙管理委員会は当該年度の理事長が召集をし、第2回以降は選挙管理委員長が召集をするものとする。

第19条 選挙管理委員の中から、第1回の選挙管理委員会において、下記の委員を選挙管理委員の互選で選出をする。

- ① 選挙管理委員長 1名
- ② 選挙管理副委員長 1名

第20条 第1回の選挙管理委員会において、当該年度の選挙日程を決定し、選挙権を持つ全ての団体に報告をする。

第六章 役員推薦委員会

第21条 立候補受付期間終了後、立候補者が定員に満たなかった場合は、役員推薦委員会を発足する。

第22条 役員推薦委員会は、選挙管理委員と当該年度の役員によって構成され、委員の任期は、役員推薦委員会の招集時から、選挙結果の発表までとする。

第23条 役員推薦委員会は、選挙管理委員長が召集し、役員推薦委員長および副委員長は、選挙管理委員長および副委員長がこの任に当たる。

第24条 役員推薦委員会は、定数に満たない役員について1月中に推薦を行う。

第25条 役員推薦委員会は、2月の投票時に合わせて被推薦者の紹介を文面で行い、信任を問う。

第26条 信任の投票と選挙の投票は同時に行い、発表も同様に行う。

第七章 付則

第27条 本規定の変更は理事会構成員の過半数の賛成を要する。

第28条 本規約は1996年(平成8年)11月13日より、これを施行する。

第29条 平成9年度役員についてのみ、選出された役員の任期を1年間とする。

第30条 本規約は2000年(平成12年)4月15日に一部を変更し、これを2000年(平成12年)4月16日より施行する。

第31条 本規約は2012年(平成24年)4月7日に一部を変更し、これを2012年(平成24年)4月7日より施行する。